

構造等変更検査時における自動車税の納税確認等について

「地方税等の一部を改正する法律」及び「道路運送車両法」の一部が平成20年4月1日に改正され、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車は、従来の継続検査時における自動車税の納税確認等に加え、構造等変更検査時にも自動車税の納税確認等が規定されました。

なお、施行は、平成22年4月1日からとなっております。

認証及び指定に係る指導要領・処分基準等の一部改正について

標記について、次により認証及び指定に係る指導要領・処分基準等の一部改正がありましたのでお知らせします。

認証及び指定に係る指導要領・処分基準等の一部改正について

(改正 平成20年4月24日)

◇『認証・指定に係る取扱い及び指導の要領について』(依命通達)

II 4 『指定取得(廃止新規)の取扱いについて』(20.8.1 施行)

- ・「処分(交付停止、検査員解任等)を受けた場合(処分対象も含む)は、違反行為の改善が確認されていないときはこの規定を適用しない。」

◇『「行政処分等の基準について」の細部取扱いについて』(整備課長通達)

2 (9) ② (20.5.1 施行)

『行政処分審査委員会における量定の加重、軽減することができる範囲の拡大』

(従来は自主申告のみ)

- ・「過去に行政処分等を受けたことが無く、違反行為を含む業務全般に渡る著しい質の向上が見込まれる場合は、1/2に減ずることができる。」(事故発生、故意除く)
- ・「違反事項について故意・過失等の高度の判断を要する場合であって、委員長が必要と認めるときは、その適用に関しその取扱いを決定することができる。」

5 (2) (20.5.1 施行)

『自動車検査員に対する文書警告とすることができる範囲の拡大』

- ・「検査員の故意以外で1台のみの違反の場合は文書警告とすることができる。」
(不正改造状態が削除された)
- ・「事業者の処分が文書警告のときは、文書警告とすることができる。」

別表1(点数表) (20.8.1 施行)

『設備・要員の違反に対する指導の強化等』

- ・「車台番号等の不正打刻」(30点、車台番号・原動機双方の場合は60点)
- ・「整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」(3点)
- ・「違反行為の要求、依頼等」

認証(6点、不正改造15点、ペーパー車検10点)

指定(30点、5台以上は取り消し)

- ・「報告違反等(指示に対して報告せず又は虚偽の報告)」

認証(30点) 指定(60点)

- ・「立入検査等の拒否等(忌避(正当な理由なく対応しない場合含む))
認証(30点) 指定(60点)
- ・「法令の規定を遵守する体制でない。」(3点)
(20.5.1 施行)
- ・「自賠責保険一部の期間未加入」(10点)、全部、大部分未加入(30点)

認証及び指定に係る指導要領等の一部改正

(改正 平成20年5月15日)

◇『認証・指定に係る取扱い及び指導の要領について』(依命通達)

《人員、作業場の認定との重複、兼用が認められました》

第1節 2 「指定自動車整備事業の指定基準」

(5) 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

- ①事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- ②機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

第1節 3 「自動車分解整備事業の認証における取り扱い」

- (1)自動車分解整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- (2)作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- (3)整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車分解整備事業の屋内作業場及び車輌置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車輌置場と兼用しても差し支えない。

◇『優良自動車整備事業者の特殊整備工場の認定の取扱いに係る関係通達の改正について』

《人員、作業場の認証、指定との重複、兼用が認められました》

車両画像取得装置を使用した検査の高度化について

国土交通省では、トラック等の車検後の不正二次架装を防止する対策として、新規検査等における車両の状態に関する画像を取得し、継続検査等に当該画像を参考にした同一性の確認を行うこととしました。

なお、今後、日整連では、自動車検査独立行政法人における画像の取得状況並びに平成21年度に予定される試験的運用の機会等をとらえて、指定整備工場における継続検査時の導入可否を含め、必要な意見等を国土交通省に提出していくこととしています。

詳しくは日整連ニュース6月号に掲載されておりますのでご覧下さい。

(JASPA P38参照)

未認証行為の調査・確認・指導のための情報収集のお願い

未認証行為の調査・確認・指導を重点的に行う強化月間として、平成20年は7月に実施されます。

未認証行為に関する情報がありましたら、巻末の情報提供用紙により各支部長経由にて振興会にご連絡下さいますようお願いします。

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

大都市地域では、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域があるなど厳しい状況にあり、特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、昨年9月から全ての車種に対して新長期規制が実施される等、逐次にわたる新車対策が実施されておりますが、環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排ガス対策一層の推進が求められています。

また、重油を軽油に混和する等により製造される不正軽油を自動車燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されており、不正軽油の使用防止も求められています。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能の向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

このようなことから国土交通省では、標記キャンペーンを昨年度と同様に、6月の「不正改造車を排除する運動」及び秋に予定している「自動車点検整備推進運動」期間中の10月を重点実施期間として、街頭検査、整備事業者による入庫車両の点検、運送事業者による自主点検、通報制度の活用等を実施するとし協力依頼がありました。

つきましては、本キャンペーンを成果あるものとするため、ご協力下さるようお願いします。

記

1. 重点実施期間

- (1) 「不正改造車排除強化月間」と同時期の平成20年6月1日から6月30日までの1ヶ月間
- (2) 「自動車点検整備推進強化月間（秋季実施予定）」の平成20年10月1日から10月31日までの1ヶ月間

2. 実施内容

- (1) チラシをユーザーの目に付きやすい箇所に掲出する。
- (2) 黒煙濃度チャートによる目視点検
ディーゼル黒煙濃度を簡易的に点検できるチャートを使用して黒煙濃度の点検を行う。
- (3) 入庫車両の点検の実施
ディーゼル車が入庫した際にユーザーにエアクリーナーが汚れたり、詰まつたりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら次の事項を実施する。

【6月に実施する事項】

不正改造車の排除観点から

- ・燃料噴射ポンプの封印のチェックを行う。（電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く）

【10月に実施する事項】

点検整備推進の観点から点検整備を実施すると黒煙が低減することを確認するため

- ・黒煙測定器を使用して点検前と点検後の黒煙濃度を測定する。

- ・エアクリーナーの清掃または交換の必要性のチェックを行う。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
5月20日（火） 13:30～16:00	北杜市 白州町地内	運輸支局 3名 独立行政法人 2名 軽検協 1名 峡北支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 155台 不良車両数 12台 内整備命令 0台 口頭警告 12台 車検切れ 0台

峡北支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

経営委員会が開催されました

経営委員会が開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成20年6月3日（火）14：00～
- ◇ 場 所 振興会 会議室
- ◇ 出席者 清水委員長、新海副委員長、
村松委員、横森委員、石原委員、西海委員、花田委員
- ◇ 会議事項
 - (1) 点検整備推進イベントについて
 - 1) 点検整備推進イベント、技能競技大会全体の概要確認
 - 2) 点検整備推進イベント実施要領(案)の検討

教育委員会が開催されました

教育委員会が開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成20年5月28日（水）14：00～16：30
- ◇ 場 所 振興会 会議室
- ◇ 出席者 羽田委員長、大木副委員長、
後藤委員、平賀委員、別符委員、坂本委員、古屋委員、大久保委員
- ◇ 会議事項
 - (1) 第17回山梨県自動車整備技能競技大会について
 - 1) 技能競技大会、点検整備推進イベント全体の概要確認
 - 2) 第17回山梨県自動車整備技能競技大会開催要綱(案)の検討
 - ・ 6月支部長会議において、各支部より選手、監督、実行委員、競技委員選出依頼